

令和6年

第6回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和6年8月27日（火）

伊勢原市農業委員会

- [議長] 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 市街化区域内にある農地について、農地以外のものにするとときは、届出をすることとされています。
伊勢原地区で2件について、専決により届出を受理しましたので報告します。
なお、報告第2号の1及び2については、ともに露天駐車場に転用済みのものですが、追認することに支障がないと考えます。
- [議長] 何か御質問がございましたらお願いします。
【 質問なし 】
無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするとときは、届出をすることとされています。
成瀬地区で1件について、専決により届出を受理しましたので報告します。
なお、報告第3号の1については、一般個人住宅に転用を行うものです。
- [議長] 何か御質問がございましたらお願いします。
【 質問なし 】
無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。成瀬地区で1件の証明願いがありました。
報告第4号の1について、対象農地は、東富岡字南三間に1筆、合計1筆、面積は1, 143平方メートルです。
8月13日に事務局で現地調査を行い、露地野菜等の耕作がなされている事を確認しています。8月13日付けで専決処分により証明書を発行しました。
- [議長] 何か御質問がございましたらお願いします。
【 質疑なし 】
無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第5号 農地法第5条第1項ただし書き該当の届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 公共事業と一体に行う農地転用は、農地法第5条第1項ただし書きにより農地転用申請は不要です。高部屋地区で1件の届出がありました。

届出者は、神奈川県平塚土木事務所長で、子易字大坪の6筆の一部、合計面積2,570平方メートルのうちの1,846平方メートルを埋蔵文化財発掘調査及び道路改良工事に必要な工事用通路と発生土仮置場・資機材置場として農地を一時使用します。

工期は令和6年8月22日から令和8年5月31日までの約2年間で予定しています。期間終了時には農地に復元します。

[議長] 何か御質問がございましたらお願いします。

【 質問なし 】

無いようですので、次に議案に移ります。

[議長] 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要となります。高部屋地区で2件の申請がありました。

議案第1号の1について、申請地は西富岡字北実蒔原の1筆、面積は1,493平方メートルです。譲受人は経営規模拡大のため有償にて所有権を移転します。

8月23日に事務局と地区委員にて現地調査を行いました。

なお、6月下旬にも経営農地及び機械の確認を行っているため、今回は、申請地における確認を行いました。

譲受人世帯において畑が約120アールで露地野菜、田が約30アールで水稻を栽培し経営しています。農作業は譲受人と妻及び譲受人の経営する会社の従業員等が従事しています。

譲渡人は、相続により農地を引き継いだ非農家で、申請地は管理が行き届かず荒廃農地となっておりました。道路等にも草木が越境し、近隣住民から相談を受けた譲受人が整備する方向でまとまったため、今回の申請に至りました。

農地法第3条の3要件である「農地のすべてを効率的に利用すること」については、申請地は自宅から車で7分ほどの位置にあり、経営農地も近接していることから、効率的に利用することが出来ると考えます。

続けて「必要な農作業に常時従事すること」については、譲受人並びに妻は会社経営者並びに役員ですが、業務に必要な時間以外は農業に専従しており、農業経験も3年ほどあります。また、その他の労働力も10名ほど確保しております。

最後に「周辺の農地利用に支障がないこと」については、農薬の使用方法は防除基準に従い耕作するため、影響はないものと考えます。また、地域の共同作業を行うように努めるとのことです。

議案1号の2について、申請地は日向字渋田の1筆、面積は294平方メートルです。

譲受人は、経営規模拡大のため無償にて所有権を移転します。

8月23日に事務局と地区委員の合同で現地調査を行いました。

現在、譲受人世帯で畑が約84アールで露地野菜、果樹を栽培し経営しています。農作業は譲受人と夫が従事しています。

譲渡人は、遠方に居住しており、相続に農地を引き継いだ非農家で保全管理も難しい状況でした。

申請地は譲受人の経営する農地に隣接しており、親族であることから今回の申請に至りました。

現地調査の結果、露地野菜や果樹の作付けがされており、経営農地はすべて効率よく利用されていました。農機具は、耕運機、動噴、刈り払い機など栽培に必要なと思われる機械類があるのを確認しています。

農地法第3条の3要件である「農地のすべてを効率的に利用すること」については、申請地と譲受人経営農地が隣接していること、申請地は譲受人の自宅から徒歩で2分ほどの位置にあることから効率的に利用することが出来ると考えます。

続けて「必要な農作業に常時従事すること」については、譲受人は農業に専従しており、農業経験も25年以上あります。また、夫も同じく常時従事しております。

最後に「周辺の農地利用に支障がないこと」については、申請地の周囲は譲受人世帯の経営地並びに竹林であり、かつ農薬を使用しない営農であるため、影響はないものと考えます。また、地域の水路清掃作業など地域の共同作業を行うように努めるとのことです。

[議長]

議案第1号の1について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員]
(高部屋地区)

譲受人はベトナム国籍の者で、申請地は一反五畝の平坦な土地であるが、太い樹木等により鬱蒼とした様相を呈している状況であり、毎年の農地パトロールにおいても指摘されてきた。

今回、現地確認したところ、農地への復元が見受けられ、指導を受けシイタケ栽培、その他、ブルーベリーの栽培を予定するとの説明がありました。

販路についても、市内食材店等に卸す予定であり、農機具についても、耕運機等を10台以上が確認、田植え機、コンバインを各2台、トラクターは4台所有している。

以上の確認した状況において、問題ないものと考えます。

[議長]

事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第1号の1について、何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

- [委 員] ブルーベリーは、水を多分に必要とするが、水の調達方法はどうか。また、外国籍の譲受人であるが、在留資格はあるのか。
- [地区担当委員]
(高部屋地区)
[事 務 局] 農地のすぐ脇を流れる用水路よりくみ上げると聞いている。
- [地区担当委員]
(成瀬地区)
[議 長] 農地法改正により、外国籍の者の場合、国籍と在留資格の確認が必要であり、この譲受人においても確認している。
- [地区担当委員] この譲受人の市内の他の農地をこの度、農地パトロールにて確認したが問題なく耕作されていました。
- [議 長] 他に無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第1号の1について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
【 挙手全員 】
挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり許可する」ことといたします。
- [議 長] 議案第1号の2について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。
- [地区担当委員]
(高部屋地区) 譲渡人は、遠方での居住により農地保全管理も負担であったことから今回の無償譲渡に至ったと聞いている。
農機具の確認したところ揃っており、問題ないものと考えます。
- [議 長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第1号の2について、何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。
【 質問等なし 】
- [議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第1号の2について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
【 挙手全員 】
挙手全員。よって、議案第1号の2については、「原案のとおり許可する」ことといたします。
- [議 長] 議案第2号、非農地証明交付申請の承認について、事務局から説明をお願いします。
- [事 務 局] 今回3件の証明願がありました。
議案第2号の1について、申請地は日向字上北原の1筆、面積は327平方メートルです。
経過として、昭和50年頃より住宅への進入路と物置及び井戸として使用されていました。現在は庭先の家庭菜園としての利用です。

経過を証明する資料としては、昭和63年の航空写真及び昭和61年度の名寄せ帳が提出されています。

申請地の周囲は、住宅と山林に囲まれた敷地で、特に周辺農地に支障なく、申請地は農地に復元することが著しく困難で他法令違反もありません。農地法違反で追求すべき要素もないため、非農地証明願いとなりました。

申請地の立地基準は、宅地や河川により分断され、農地の広がりには10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。

この案件は先月に大山・高部屋地区委員により事前相談として現地確認が行われております。

議案第2号の2と3について、この2件は隣同士で一体の土地利用をしております。

第2号の2の申請地は上谷字下西川の4筆、面積は691平方メートルです。子の所有です。

第2号の3の申請地は上谷字下西川の2筆、面積は428.46平方メートルです。

経過として、渋田川沿いの自宅の東面が河川管理用通路に接していて、4メートル以上の公道に2メートル幅で接していない土地という事が分かり、倉庫として利用中の農地について手続きをする事に至りました。

申請地は当初温室を立てて農業をしていました。昭和58年に農業用倉庫に建て替え利用していましたが、農業規模縮小に伴い他の業種へ賃貸するようになり現在に至っています。

経過を証明する資料としては、昭和63年の航空写真及び平成4年度の名寄せ帳が提出されています。

申請地の西に道路、南と北は隣地、東は自宅に囲まれています。周辺農地に支障は少なく、申請地は農地復元することが著しく困難で他法令違反もありません。農地法違反で追求すべき要素もないため、今回非農地証明の手続きとなりました。

申請地の立地基準は、農地の広がり10ヘクタール以上であることから「第1種農地」と判断されます。非農地証明書においても立地基準は適用されますが、1種農地の例外として農業用倉庫は許可対象に含まれますので証明発行可能となります。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第2号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員]
(高部屋地区) 住宅敷地が農地を含む2筆で構成されている。農地としての維持は困難であり、非農地と認めてよいと考えます。

[議長] 地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第2号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いします。

【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第2号の1について、「原案のとおり承認する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の1については、
「原案のとおり承認する」こととします。

[議 長] 続きまして、議案第2号の2、3につきまして、
地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員]

(大田地区)

事務局からの説明のとおり、農地を含む土地の上に住宅及び倉庫が建っている。農地として原状に復すことは困難な状況にある。既存家屋を建て替えるにあたり接道の確保が必要であり、非農地証明願いと化した。状況

状況を鑑み、非農地として認めても良いと考える。

[議 長] 地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。
議案第2号の2、3について、何かご質問ご意見がございましたら
お願いします。

【 質疑なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第2号の2について、「原案のとおり承認する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の2については、
「原案のとおり承認する」こととします。

[議 長] 続きまして、議案第2号の3について、採決をいたします。
「原案のとおり承認する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の3については、
「原案のとおり承認する」こととします。

[議 長] 議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画を定め、公告する前においては、最長で令和7年3月31日までの間、なお従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができます。

同意市町村である伊勢原市が新たに農用地利用集積計画を定める場合は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、「農業委員会の決定」が必要です。

新規設定の申出が1件ありました。

なお、決定いただける場合は、利用権始期が令和6年9月1日となります。

議案第3号について、岡崎字前田の2筆、計1,516平方メートルの使用貸借の受け手となる者は、約133アールの規模を耕作している農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

[議 長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第3号について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第3号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第3号については、「原案のとおり認める」といたします。

[議 長] すべての審議がおわりました。

以上を持ちまして、第6回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。
【10時45分 終了】